

秋田県動物愛護センター施設設備維持管理業務委託
特記仕様書

1 委託内容

動物愛護センター内に設置されている消防設備や運転機器等の保守点検、調整、清掃等を行う。

2 維持管理設備

保守点検等を行う設備は次の設備とする。

消防設備、フロン排出設備、空調機設備、全熱交換器、ポンプ設備

※空調機設備については、一部が天井高5～6mの位置に設置されているため、保守点検時は足場を用いること。

3 保守点検等の方法

(1) 定期保守

受注者は、委託期間中に次のとおり技術職員を派遣し、保守点検等を行う。

・消防設備	年2回	・フロン排出設備	年4回
・空調機設備	年4回	・全熱交換器	年3回
・ポンプ設備	年1回		

(2) 緊急保守

受注者は、定期保守とは別に、発注者の要請により、その都度技術職員を派遣し、緊急保守を行う。

4 点検報告書の提出

受注者は、保守点検を行ったときは、遅滞なく点検報告書を作成して発注者に提出し、その確認を受けるものとする。